

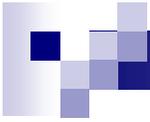
2011年10月21日

# 参考資料

証券取引等監視委員会  
開示検査課長 石田晋也

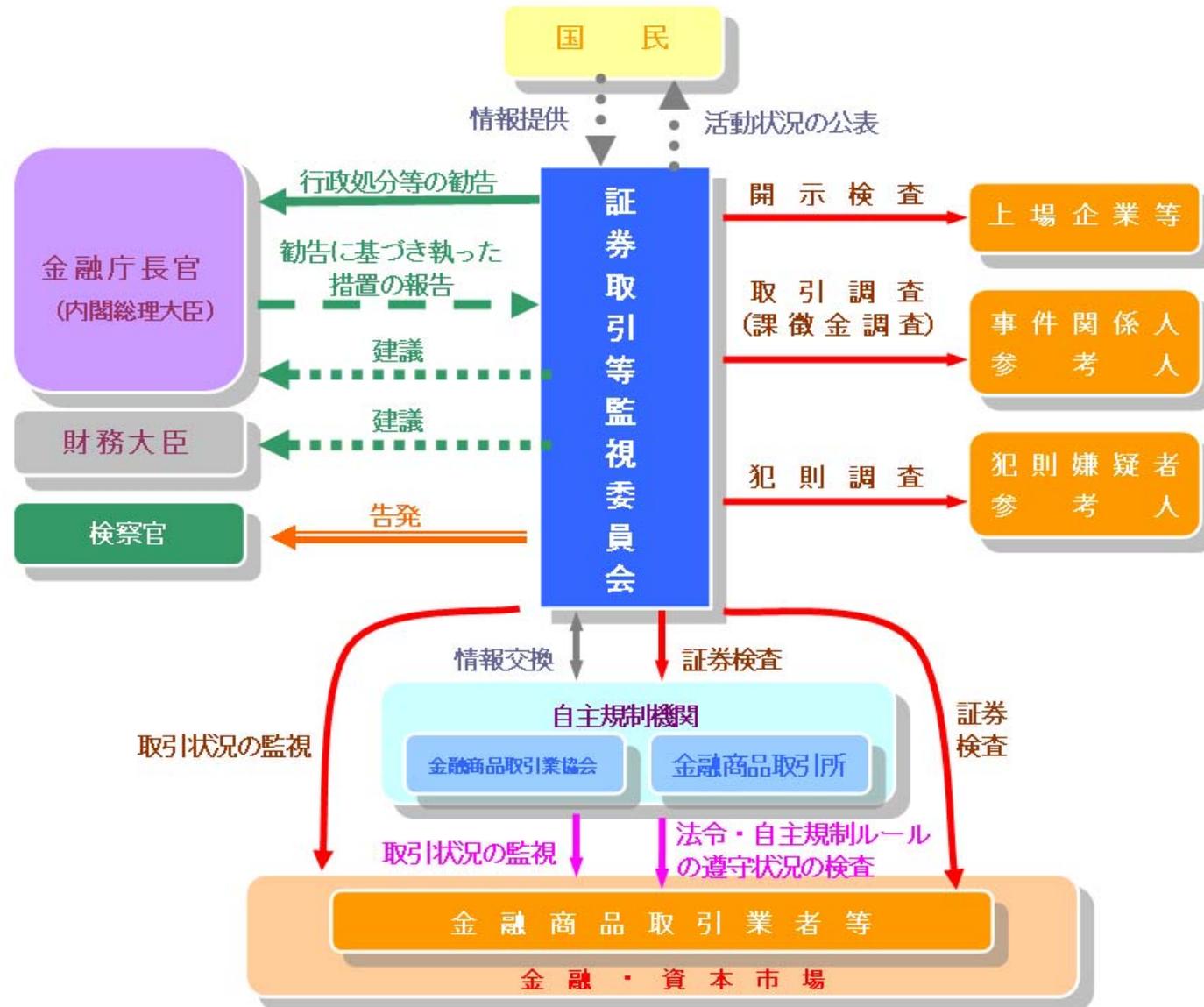
## 目次

- ・ はじめに ～ 最近の委員会の活動状況等 ～
- ・ 企業開示を巡る最近の問題事例等



## . はじめに ～最近の委員会の活動状況等～

# 事務の流れ・体制



## 情報の受付状況

区分	年度					
	18	19	20	21	22	23
1. 受付件数	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927	2,721
・ 電話	702	766	1,253 (406)	1,917	2,219	895
・ 来訪	50	58	67 (15)	60	45	28
・ 文書	443	381	384 (93)	380	393	162
・ インターネット	5,011	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040	1,579
・ 財務局等から回付	279	443	861 (264)	468	230	57
2. 情報の内訳						
・ 個別銘柄	5,021	4,612	4,789 (1,224)	3,889	3,640	1,420
・ 発行体				835	597	235
・ 金融商品取引業者の営業姿勢等	1,077	847	1,038 (288)	1,349	1,142	403
・ その他(意見・問い合わせ等)	387	382	585 (240)	1,045	1,548	663

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 23年度は23年8月末現在

## 課徴金勧告・告発の状況

区 分	年 度							
	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1 (H21. 4~H22. 3)	H 2 2	H 2 3 (H23. 4~H23. 9)	
課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53	45	15	
開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19	6	
相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6	2	
インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20	7	
告 発	11	13	10	13 (4)	17	8	5	
開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2	1	
風説の流布・偽計	1	0	2	2 (0)	3	1	1	
相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1	1	
インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4	2	

(注1) 20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。但し、23年度は9月まで。

(注2) 20年度( )内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

## ・ 企業開示を巡る最近の問題等

## ○ 不公正ファイナンスについて

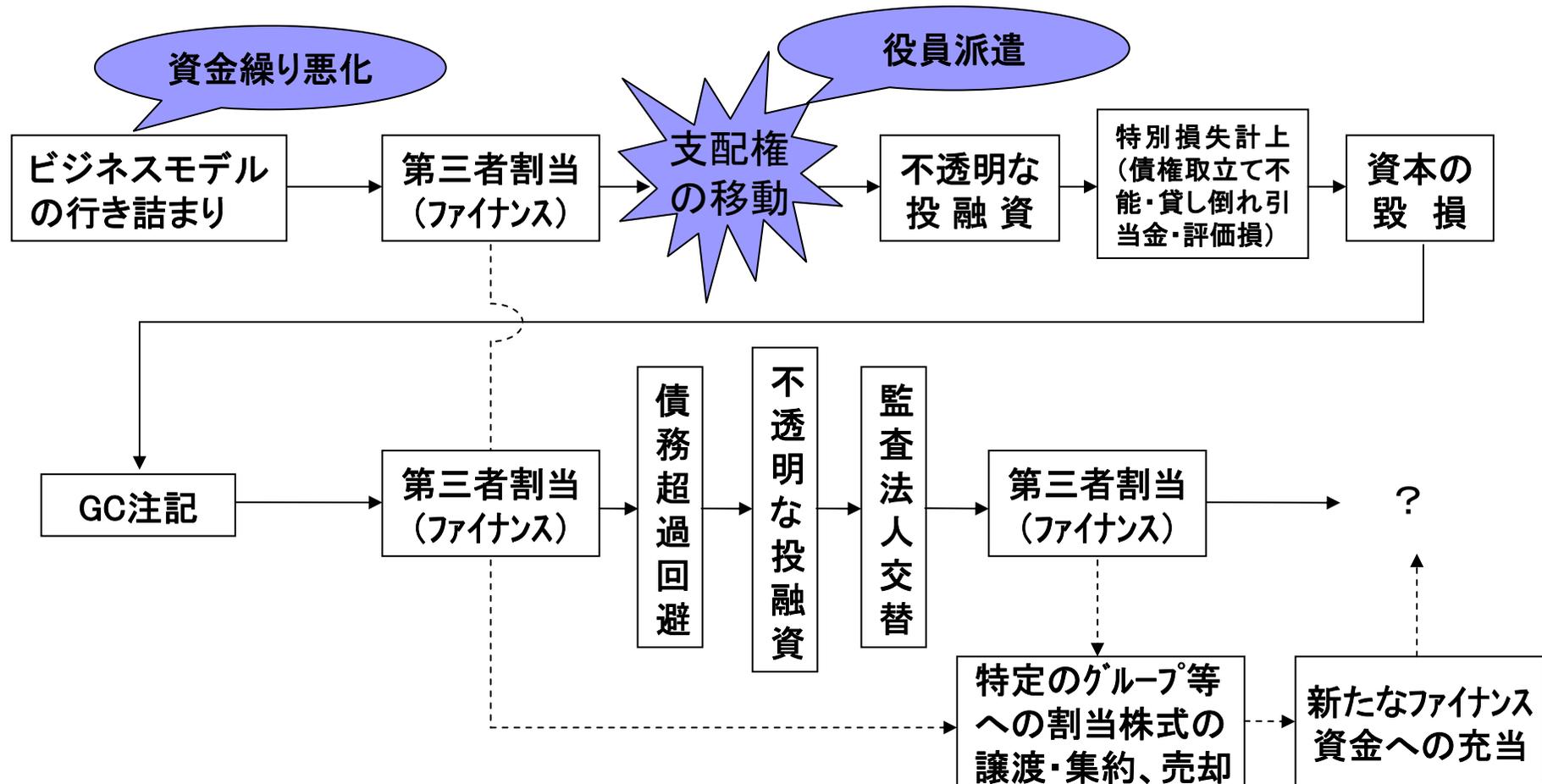
## <不公正ファイナンスとは>

- 金商法上の不公正取引: インサイダー、株価操縦、風説の流布等いずれも流通市場での犯罪
  - しかし、単なる流通市場での問題にとどまらない不公正取引の増大
  - 発行市場での不適切なファイナンス(見せ金増資、不動産を過大評価し現物出資等)に起因する流通市場での不公正取引
- ⇒これまでに、不公正ファイナンスを偽計罪により告発

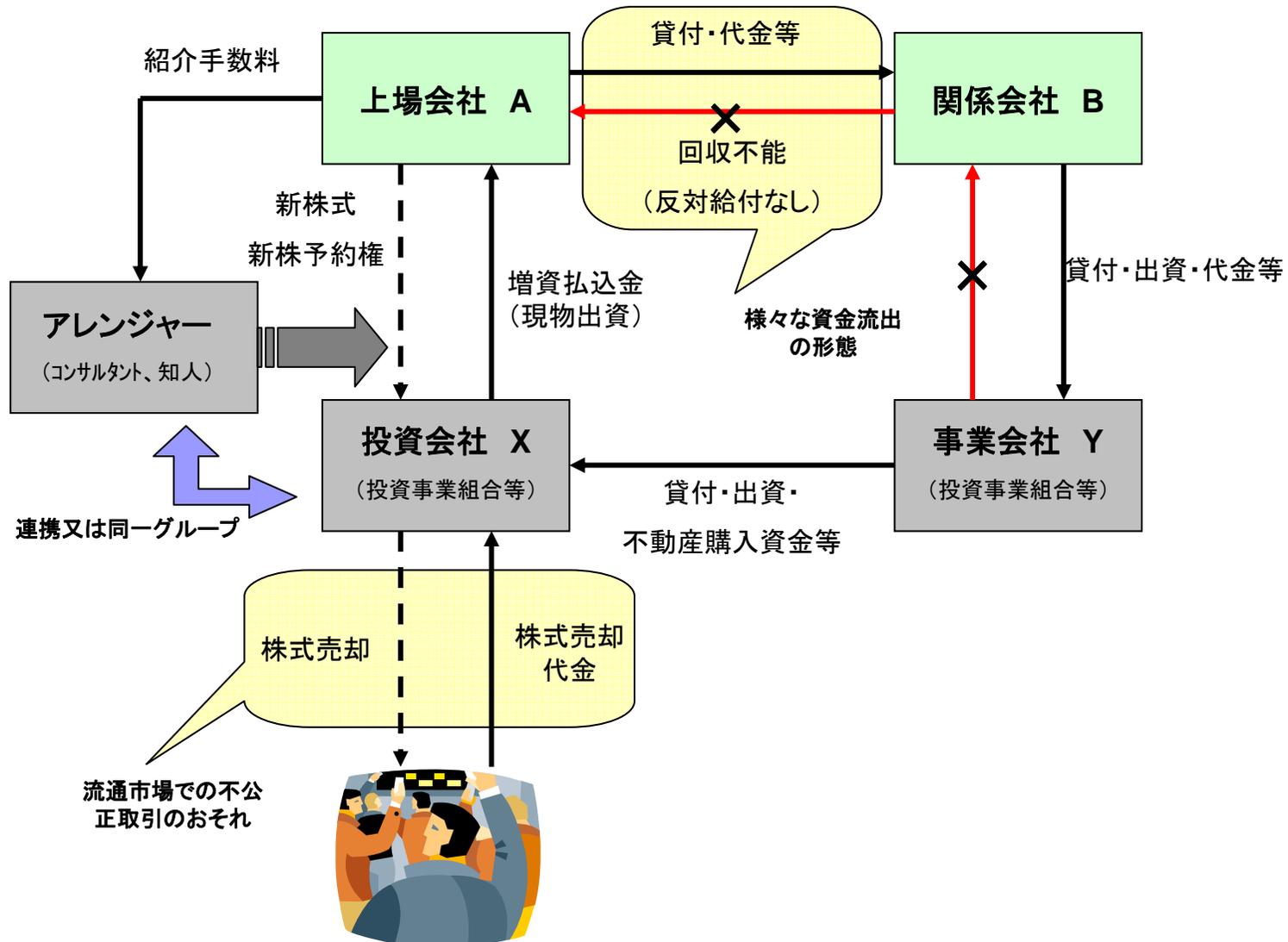
## 「箱」企業によるファイナンス

- 新興市場への上場
- 経営不振、資金繰り困難（銀行の融資困難）
- 第三者割当増資等ファイナンスの反復
- 海外の正体不明のファンド等への割当
- 支配権の再三の移動
- 証券市場から資金調達するためだけの「箱」企業化
- 調達した資金は社外へ流出（投融資実施後焦げ付き、特別損失計上）

## 上場企業の「箱企業」化



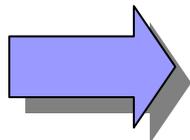
## 不公正ファイナンスを利用したキャッシュフロー概念図



## ○ 粉飾の動機、背景

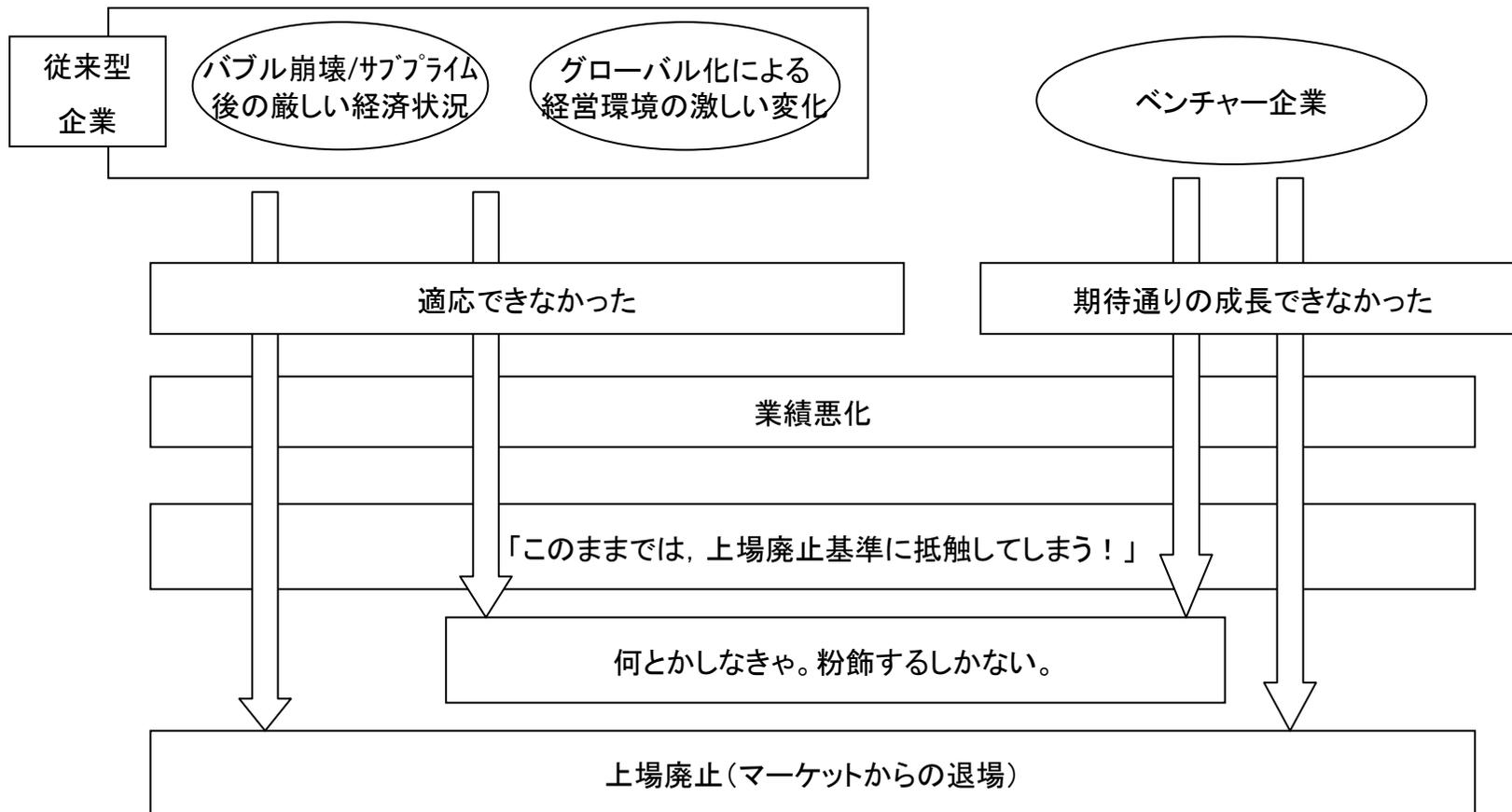
## 動機・方法

動機		粉飾の方法	粉飾しやすい会社
会社存続 (株価の維持も含まれる)	金融機関からの融資を取り付けたい	銀行に提出した経営計画に沿うように売上や利益を過大計上	業績不振が続いている会社
	社債発行のための格付けを維持したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	業績不振が続いている会社
	公共工事受注のためにランク付けを維持したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	ゼネコン
	GC注記をはずしたい	利益の過大計上, キャッシュ・フローの過大計上	不公正ファイナンスを実施したような会社
	上場廃止基準に抵触しそう	上場廃止基準をクリアすべく, 純資産を過大計上	債務超過目前の会社
信用を維持したい	配当を維持したい	配当可能利益捻出の為, 利益を過大計上	長い間安定した業績を保ってきた会社
	業績が下降していることを隠したい	前年並みの業績になるように売上や利益を過大計上	長い間安定した業績を保ってきた会社
株価を上げなければ	会社が成長しているように見せかけたい	右肩上がりの売上になるように売上を過大計上	ベンチャー企業
	新規事業が成功しているようにみせかけたい	新規事業に関する業績が順調に推移しているように見せるべく, 新規事業売上を架空売上	本業が衰退傾向にある会社, 仕手筋が介入している会社
なんとしても株式公開したい	上場基準をクリアしたい	上場基準をクリアすべく, 売上, 利益, 純資産を過大計上	ベンチャー企業, 公開準備会社



何のために粉飾をしたのか??

## 背景 … 上場廃止基準に抵触する企業の増加



## 課徴金納付命令対象となった開示企業

### (虚偽記載、上場市場別分類)

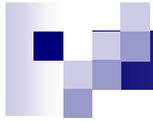
#### ◎上場市場別分類

年度	18	19	20	21	22	23	計
東 証	1	5	3	4	12	1	26
1 部	1	4	2	2	4	0	13
2 部	0	1	0	0	1	0	2
マザーズ	0	0	1	2	7	1	11
大 証	3	4	8	4	5	2	26
1 部	1	1	2	0	2	0	6
2 部	0	0	2	1	0	0	3
ジャスダック	2	3	4	3	3	2	17
(うち旧ヘラクレス)	( 0)	( 3)	( 1)	( 2)	( 0)	-	( 6)
名 証 1 部	1	0	1	1	0	0	3
札 証	0	0	2	0	0	0	2
福 証	0	0	2	0	0	0	2
合計	5	9	16	9	17	4	60
年度別勧告件数	3	8	11	9	18	4	53

(注) 1. 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、23年度は9月まで。

2. 重複上場については、それぞれの市場に計上しているため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

3. 年度別勧告件数については、個人に対する勧告を含む。



## ○ 最近の特徴

## 最近の事例

(平成22年4月～平成23年3月に、課徴金勧告または刑事告発が行われた主な事例)

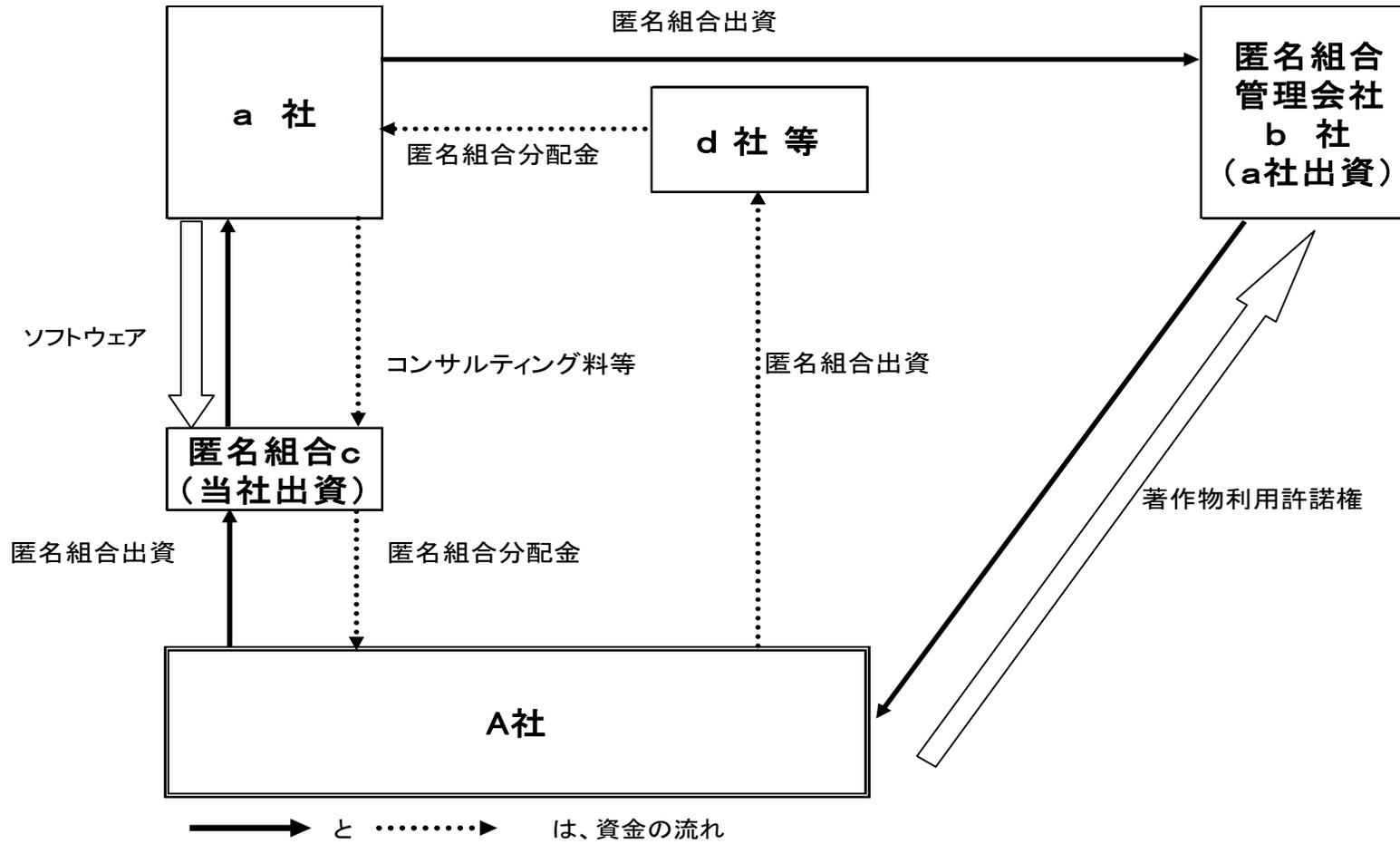
業種	業種	勧告・告発日	上場市場	主な粉飾の手口
情報・通信業	ソフトウェア開発	H22.6.18	東マ	貸倒引当金の過少計上
	指紋認証装置・ソフトの開発及び販売	H22.11.19	東マ	棚卸資産の架空計上
	臨床試験支援業務	H22.12.10	東マ	売上の前倒し計上
	携帯端末入力システムの開発	H22.12.10	東マ	架空売上の計上、ソフトウェアの架空計上
サービス業	外食向け人材支援・経営コンサル	H22.4.13	東マ	売上の過大計上
	シニア向け市場に関する業務のコンサル	H22.9.17	東マ	売上の前倒し計上、架空売上の計上、ソフトウェアの架空計上
	興行チケットの販売	H22.11.24	JQ	貸倒引当金の過少計上
	デザイン事業	H23.1.12	東マ	減損損失の過少計上、著作権の過大計上、引当金の不計上
卸売業	外食向けシステム開発	H22.10.8	JQ	売上の前倒し計上、投資有価証券の過大計上
	情報システム販売	H23.3.8	JQ	除却損失の過少計上
食料品	酒類製造業	H23.2.1	東大1	架空売上の計上、棚卸資産の過大計上
機械	エレクトロニクス商品の製造販売	H22.10.6	東マ	架空売上の計上
電気機器	AV機器メーカー	H22.6.21	東大1	減損損失の不計上、費用の過少計上、引当金の過少計上
倉庫・運輸関連業	港湾運送、倉庫業	H23.2.18	東2	貸倒引当金の過少計上

## (1) 架空売上の事例

## 事例(1)①

1. 上場会社である情報通信業A社は、売上成長と株価上昇を過度に意識していたなか、複数の会社との間で、匿名組合出資等を通じた不正な資金循環取引を行うことにより、架空売上の計上、無形固定資産の過大計上等の不適正な会計処理を行った。
2. 具体的には、A社は、実態と著しく乖離した価格で著作物利用許諾件を売り上げたり、架空のシステム構築等を請け負ったなどとして売上計上するとともに、匿名組合出資や貸付として社外流出させた資金を複数社循環させ、販売先や請け負先からA社へ売上回収金として還流させていた。

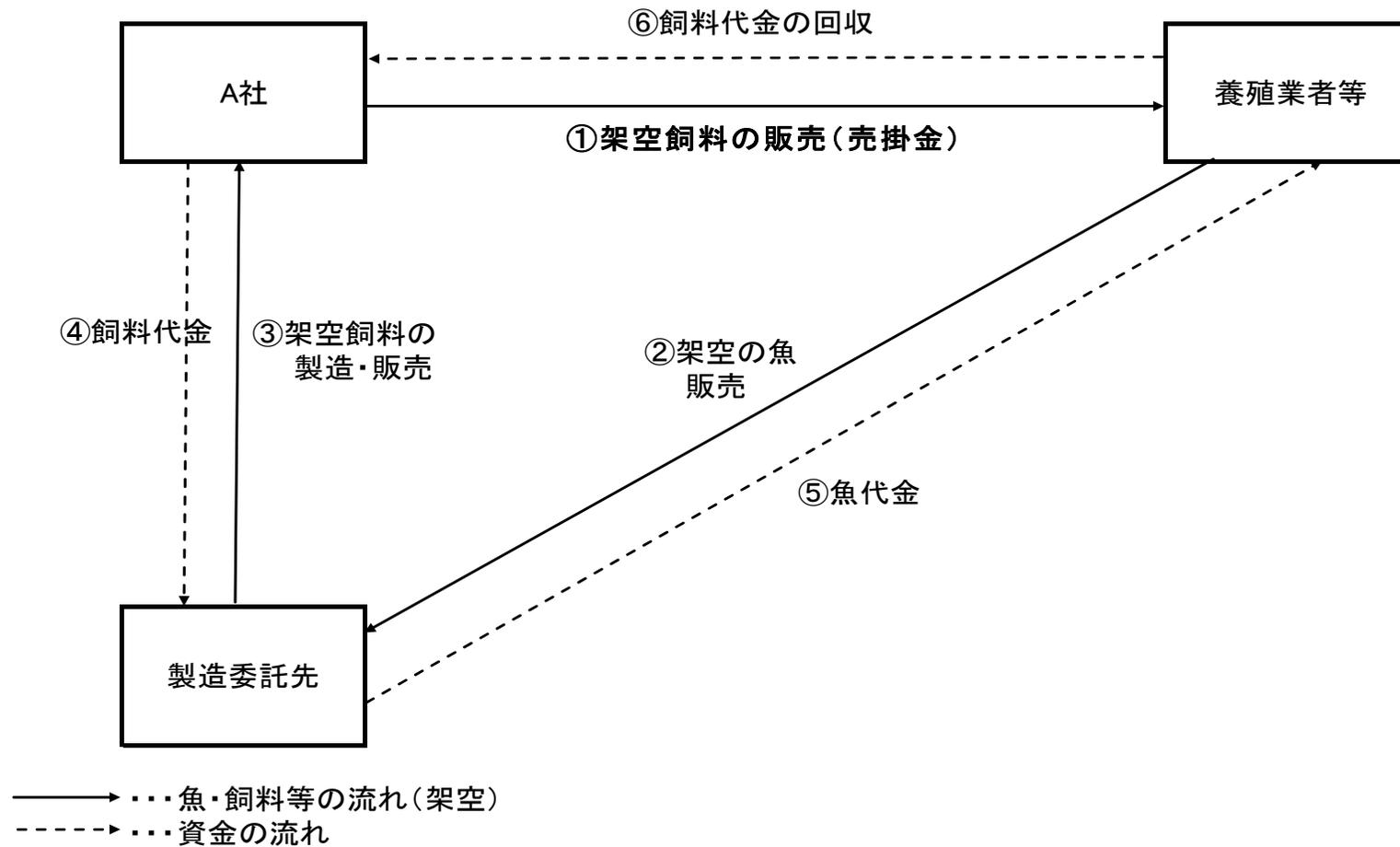
# 概要図



## 事例(1)②

1. 上場会社である食料品業A社は、養殖業者等に対して、養殖魚用配合飼料等の架空の売上を計上するとともに、架空の棚卸資産(原料・飼料)を製造委託先経由で取得したこととして資金を支出し、当該資金を最終的に当社に還流させることで、架空売上に係る売掛金の回収を装っていた。
2. また、この架空取引により、当社には架空の棚卸資産(原料・飼料)が多額に計上されることとなり、当該棚卸資産は長期滞留状態となった。このため、会計監査等において架空在庫が発覚する恐れが生じたため、この架空の棚卸資産(在庫)を販売したことにして、さらに架空の売上を計上するとともに、上記と同様の方法により、架空売上に係る売掛金の回収があったかのように装っていた。

## 概要図

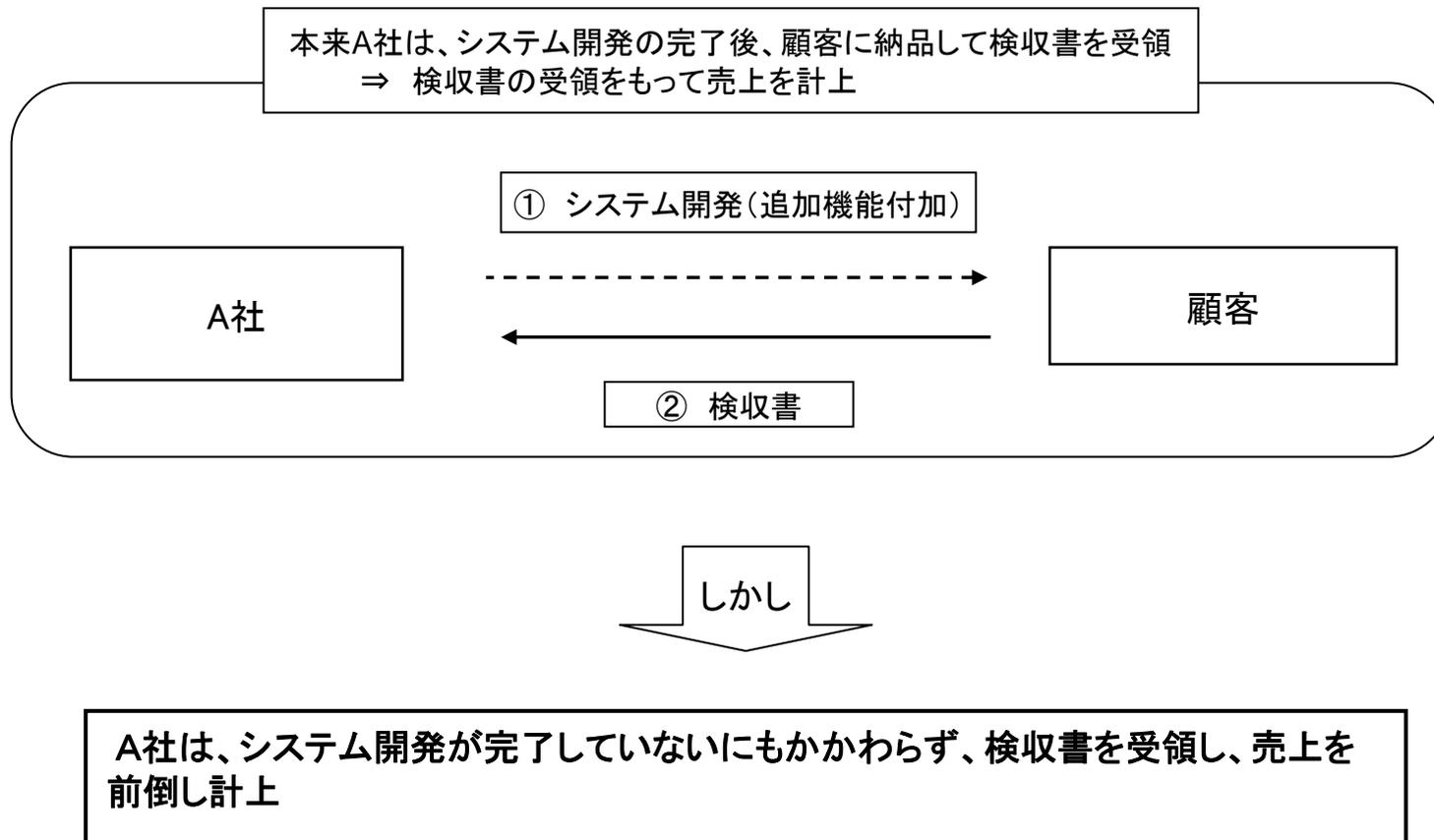


## (2) 売上の前倒しに係る事例

## 事例(2)

1. 上場会社である卸売業A社は、ASP事業(インターネットを通じたコンピュータアプリケーションの提供サービス)を行っており、それに付随して、顧客のビジネスモデルに応じて追加機能を付加するためのシステム開発業務を行っているが、当該システム開発に係る売上の計上基準として「検収基準」を採用しており、システム開発が完了し、追加機能が付加された時点で、顧客から検収書を受領し、売上に計上することとしていた。
2. しかしA社は、実際には当該システム開発が完了していないにもかかわらず、顧客に検収書の発行を要請し、これを受領することで、あたかも検収が完了し、売上が計上できるかのように装い、売上を前倒し計上していた。

## 概要図

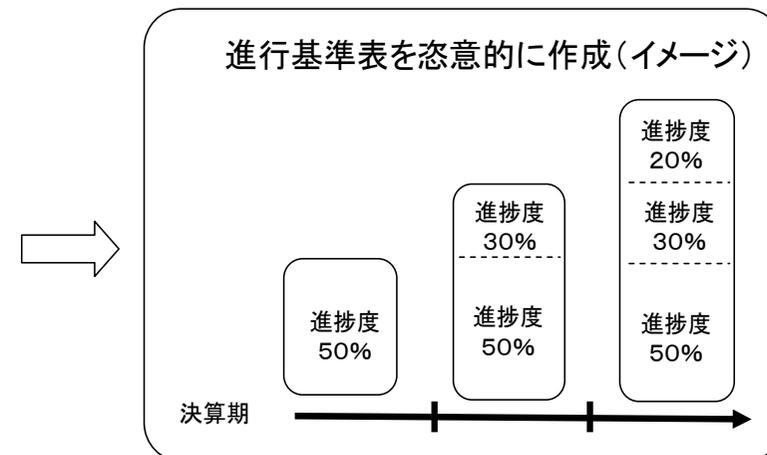
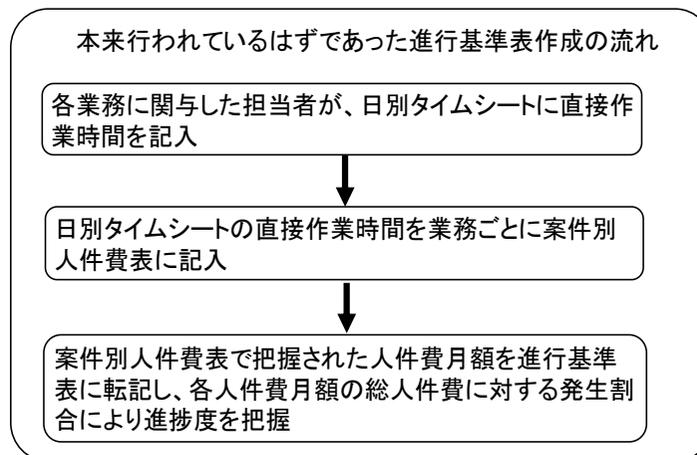
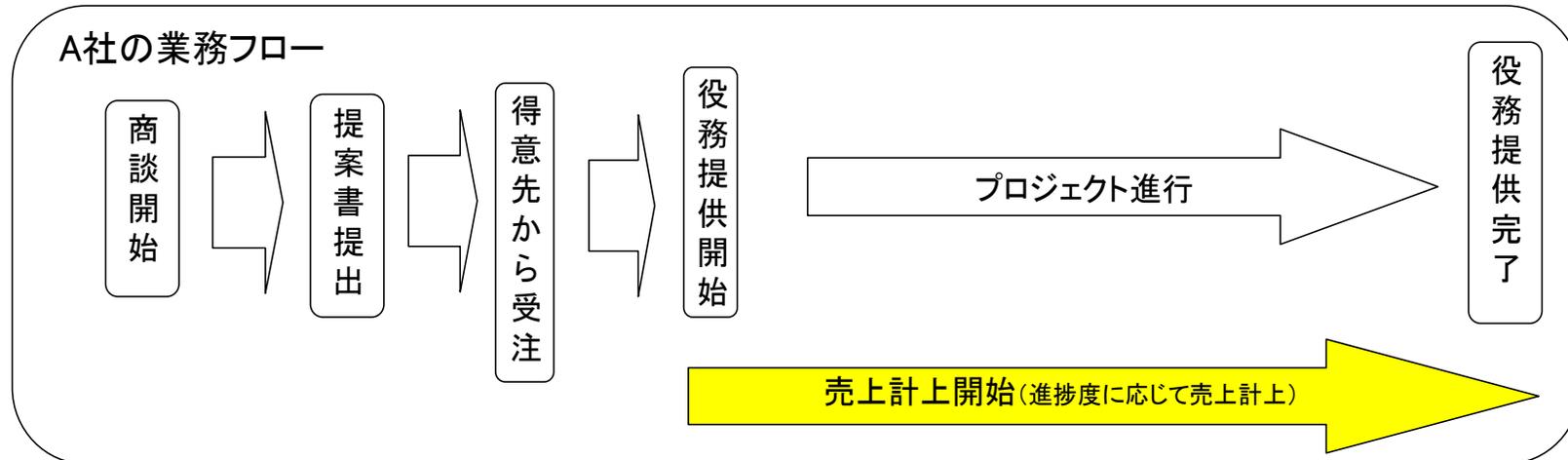


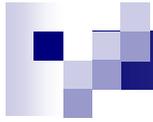
### (3) 進行基準の悪用に係る事例

## 事例(3)

1. 上場会社であるサービス業A社は、コンサルティング業務及びプロモーション業務のうち、受注金額が一定額以上のものについては売上計上基準として「進行基準」を採用していた。
2. この「進行基準」とは、業務に関与した営業担当者の直接作業時間により業務の進捗度を把握し、進捗度を配賦基準として売上を計上するものとされていた。
3. しかし、当社は、当期の利益目標を達成するために、業務期間の前半に売上の大部分を計上できるよう、実際の業務の進捗状況に関わりなく進行基準表を作成し、これに基づく進捗度を配賦基準として、売上を前倒し計上していた。

## 概要図



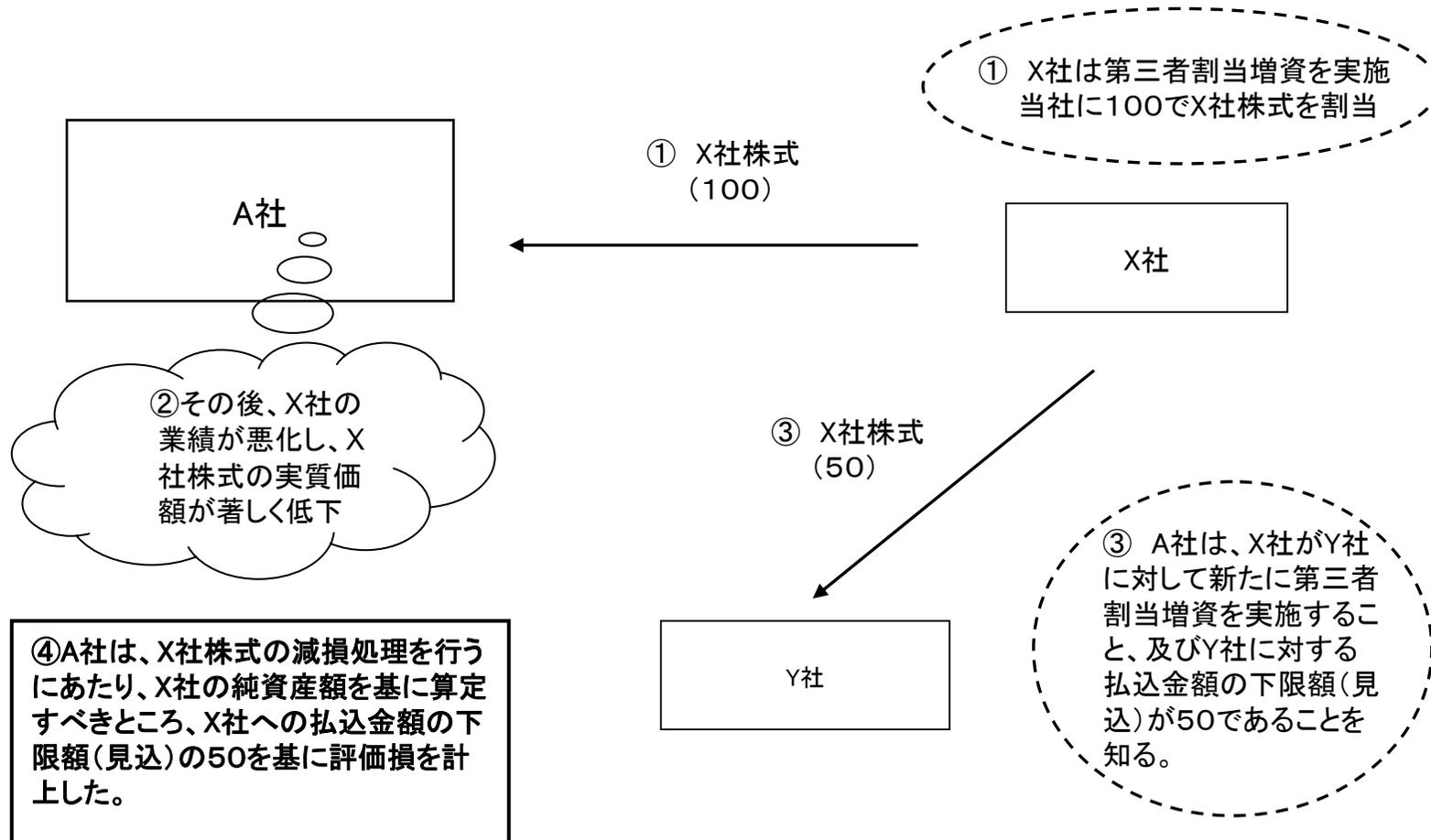


#### (4) 資産の不正計上による虚偽記載

## 事例(4)

1. 上場会社である卸売業A社は、保有する非上場のX社株式の実質価額が著しく下落し、またXの超過収益力も既に毀損したとの認識を有していたことから、X社株式につき減損処理を行う必要があった。X社株式の減損処理に際しては、X社の株式が市場で流通していないことから、X社の直近期の純資産額を基準にして評価損を計上する必要があった。
2. しかし、A社は、決算作業の過程で、X社の株主総会招集通知を入手し、当該招集通知には、X社が新たに行う予定である株式募集に係る払込金額の下限価額が記載されていたことから、当該下限価額をもってX社株式の評価額を算定し、簿価との差額について評価損を計上することで、本来の純資産額に基づいて評価額を算定する方法よりも、評価損を過少に計上していた。
3. これにより、A社は、翌期以降においても評価損を計上せず、引き続きX社株式の評価額を過大に計上した。

## 概要図



## 《参考》 いわゆる循環取引

日本公認会計士協会 会長通達

「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」(23. 9. 15)。

## 事例

### 1. 発行者である会社

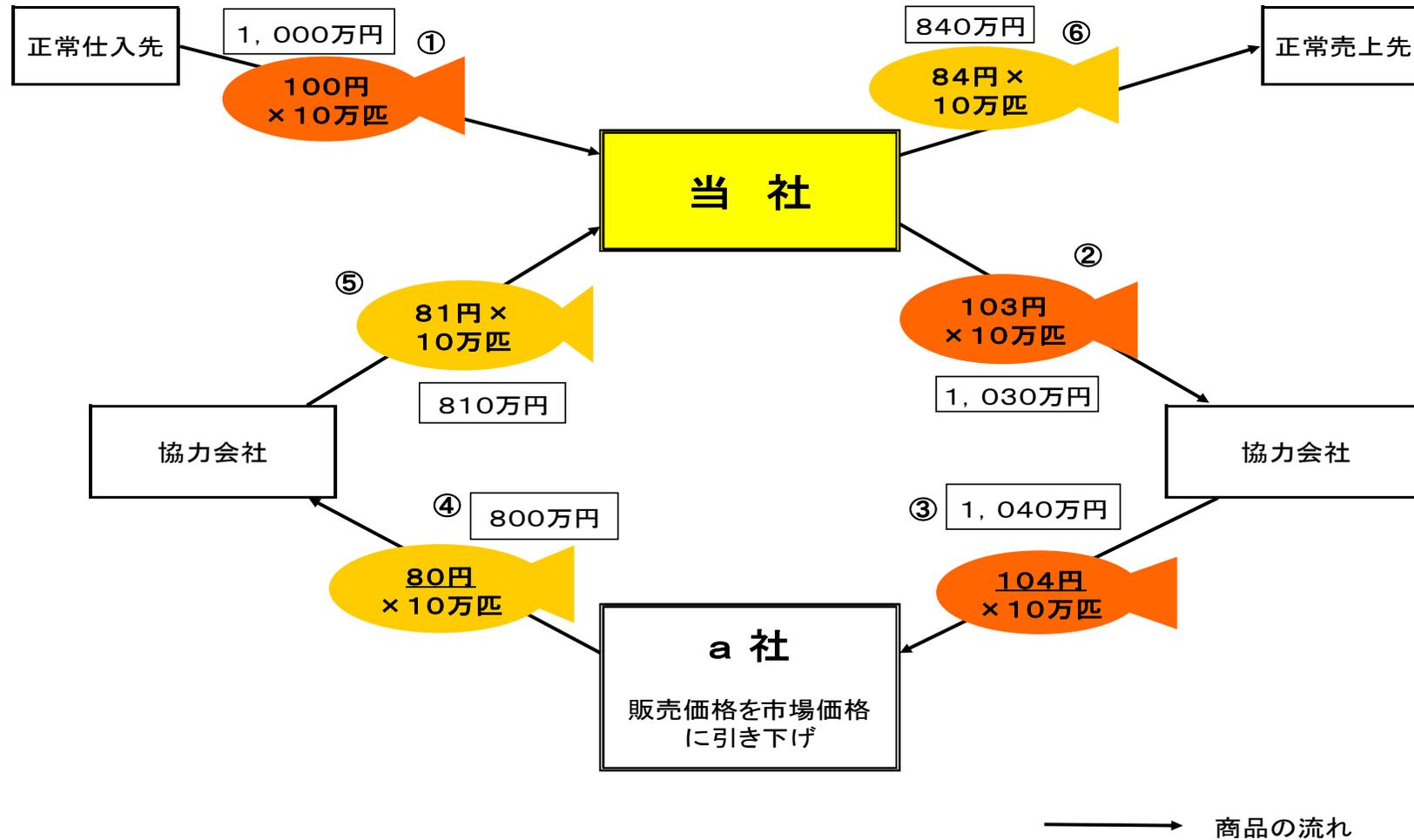
卸売業、大阪証券取引所市場第二部上場

### 2. 本事例の特色

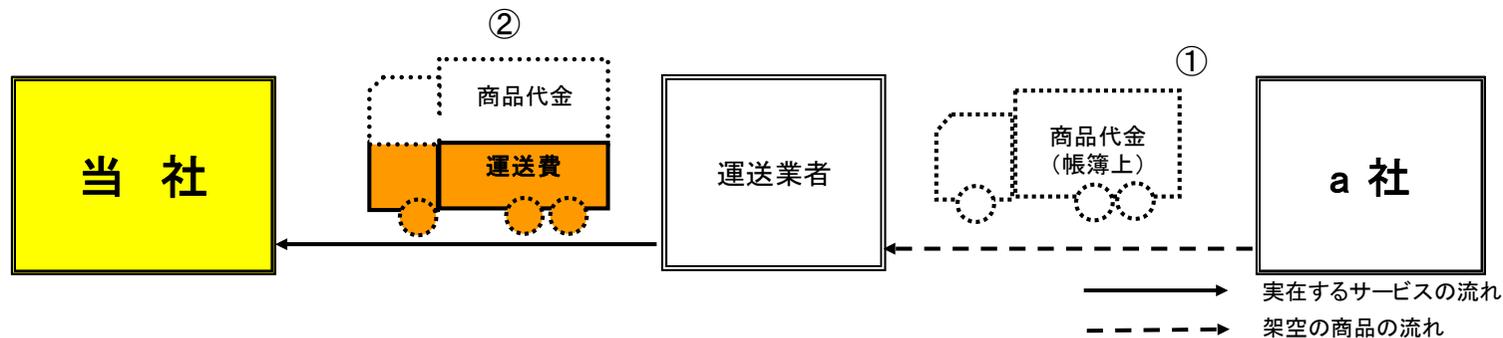
本件は、当社営業担当部長が自らの営業成績を上げることを目的に、主に当社と取引先との間に協力会社を介在させ、冷凍魚を用いて循環取引を行うことにより、売上高を過大に計上するなどして、不適正な会計処理を行ったものである。

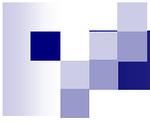
### 3. 具体的な虚偽記載の態様

- (1) 営業担当部長は、当社とa社との間に協力会社を介在させ、一定の粗利益率で利益を上乗せして概ね2～3ヶ月のサイクルで循環取引を行い、架空売上を計上する等により利益を捻出した。
- (2) 商品相場の下落等により、当社が抱え込んだ不良在庫に多額の含み損が発生したことから、a社との間で循環取引を行い、a社から商品を買戻す際に販売価格を市場価格まで引き下げ、発生した含み損をa社に付け替えた。これにより、不良在庫の含み損が顕在化せず、損失処理が回避された。



(3) 上記(1)(2)により、決済資金が不足する a 社に資金を提供するため、当社は、a 社から商品を仕入れたように偽装し、運送業者を介在させ、当該仕入代金を上乗せした運送費を運送会社に支払うなどして、当該上乗せした架空の仕入代金により、a 社に資金を提供した。





終わりに

## 証券監視委からの情報発信

証券監視委は、「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、意見交換、講演、講義、報道発表、各種刊行物への寄稿のほか、証券監視委のウェブサイトを通じ、幅広い情報発信に取り組んでいます。

証券監視委ウェブサイト  
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>)